

令和7年第7回本部町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	令和7年9月11日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	令和7年9月11日	午前10時00分
	散 会	令和7年9月11日	午前11時26分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 13 名 欠 席 1 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	島 袋 恵	出	9	真 部 卓 也	欠
2	松 本 一 也	〃	10	伊 良 波 勤	出
3	松 田 大 輔	〃	11	具 志 堅 正 英	〃
5	山 川 竜	〃	12	仲 宗 根 須 磨 子	〃
6	小 橋 川 健	〃	13	喜 納 政 樹	〃
7	長 濱 功	〃	14	座 間 味 栄 純	〃
8	仲 程 清	〃	15	具 志 堅 勉	〃

※ 会議録署名議員

3 番	松 田 大 輔	5 番	山 川 竜
-----	---------	-----	-------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	平 良 武 康	副 町 長	上 原 正 史
教 育 長	喜 納 す え 子	住 民 生 活 統 括 監	仲 宗 根 章
産 業 振 興 統 括 監	並 里 力	総 務 課 長	宮 城 健
住 民 課 長	大 城 尚 子	福 祉 課 長	渡 久 地 政 克
健 康 づ くり 推 進 課 長	大 濱 兼 愛	子 育 て 支 援 課 長	松 田 武
企 画 商 工 観 光 課 長	喜 納 政 国	建 設 課 長	渡 久 地 要
農 林 水 産 課 長	平 安 山 良 信	上 下 水 道 課 長	知 念 毅
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	大 城 睦	教 育 委 員 会 事 務 局 長	安 里 孝 夫

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	崎 原 誠	主 任 主 事	與 那 嶺 卓
---------	-------	---------	---------

議 事 日 程

9月11日（木） 1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3		議長諸般の報告
4		町長の行政報告
5	報告第6号	令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について (報告)
6	報告第7号	令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について (報告)
7	報告第8号	令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について (報告)
8	議案第33号	地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について (議案説明)
9	議案第34号	本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について (議案説明)
10	議案第35号	動産の買入れ契約の締結について（令和7年度学習者用端末購入） (議案説明)
11	議案第36号	権利の放棄について（補助金返還金債権） (議案説明)
12	議案第37号	令和7年度本部町一般会計補正予算について (議案説明)

日程番号	議案番号	件名
13	議案第38号	令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について (議案説明)
14	議案第39号	令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について (議案説明)
15	認定第1号	令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
16	認定第2号	令和6年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
17	認定第3号	令和6年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について (議案説明)
18	認定第4号	令和6年度本部町水道事業会計決算認定について (議案説明)
19	認定第5号	令和6年度本部町下水道事業会計決算認定について (議案説明・審議・採決)
20	同意第3号	本部町教育委員会委員の任命同意について (議案説明・審議・採決)
21		決算審査特別委員会の設置について (採決)

○ **議長 具志堅 勉** ただいまから令和7年第7回本部町議会定例会を開会します。

開 会（午前10時00分）

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。

日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 松田大輔議員及び5番 山川 竜議員を指名します。

日程第2．会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月19日までの9日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって会期は、本日から9月19日までの9日間に決定いたしました。

日程第3．議長諸般の報告を行います。

報告書はお手元にお配りしたとおりです。

次に、地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査の結果報告が提出されております。朗読を省略します。なお、関係書類については、事務局に保管していますので、ご閲覧願います。

これで議長諸般の報告を終わります。

日程第4．町長の行政報告を行います。

報告書はお手元にお配りしたとおりとなっています。

これで町長の行政報告を終わります。

日程第5．報告第6号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

本案について提出者の報告を求めます。町長。

○ **町長 平良武康** おはようございます。議員各位におかれましては、お盆行事も各集落の中でしっかりと完結させていただきまして、お疲れさまでございました。今日、本日からまた令和7年第7回本部町議会定例会におきまして、いろいろとまた町民のために議論を深めることができるところ思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。それでは、議案のほうを提案いたします。

令和7年第7回本部町議会定例会におきまして、3件の報告、7件の議案、5件の決算認定、1件の任命同意を提出してございます。その内訳につきましては、決算に基づく報告が3件あります。条例の一部改正議案が2件あります。動産の買入契約に関する議案が1件、権利の放棄に関する議案が1件、令和7年度の補正予算関係議案が3件、決算認定についてが5件あります。本部町教育委員会委員の任命同意が1件となっております。説明につきましては、副町長、教育長、担当統括監並びに担当課長が行いますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 企画商工観光課長。

○ 企画商工観光課長 喜納政国 それでは報告第6号についてご説明いたします。

報告第6号 令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について。地方自治法第243条の3第2項の規定により令和6年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告書を別紙のとおり提出する。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

お配りしております事業報告及び決算報告書をご覧ください。ページをめくりまして、10ページから13ページが事業実績用途別明細書となっております。12ページをお開きください。12ページ、明細表上の段、右側の項目、本年度取得造成（B）が実績となっております。令和6年度につきましては、取得面積が75.04平方メートル。支出金額が土地の取得費、工事費、関連費等により、2,085万4,259円の実績となっております。なお、本部町といたしましては、昭和53年を最後に土地開発公社の利用はございません。

続きまして本部支社の決算報告をいたします。23ページをお開きください。付属明細表の左側の支社名、上から4段目に本部町の記載がございます。令和6年度末現在の残高が右端の合計66万6,402円となっております。以上で報告を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 少しお聞かせください。土地改良公社の報告ということではあるのですが、5ページのほうをお開きいただけますでしょうか。事業実績のほうの項目で道路用地とか、庁舎用地とか、村内事業で使いますよという説明だと思うのですが、先ほど説明の中で本部町は昭和53年以降、利用していないと。実績がないということでありましたけれども、その実績がない理由、この事業が有効ではないのかどうかはよく分かりませんが、今後も活用する予定はないのか、それだけお聞かせください。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 公社の利活用についてですが、基本的には必要があれば今後活用したいと思っております。現状の中で、とりあえず公社を通した借入等にしないでも北部振興策等について、事業推進をするに当たって、用地の取得等、その他事業によって対応をしているというこの実情の中で活用されていないというのが実情だということがございます。これから先々、必要が生じたときにはまた積極的に活用していきたいなとこのように考えているところでございます。

○ 議長 具志堅 勉 2番 松本一也議員。

○ 2番 松本一也 ご答弁ありがとうございます。今後、必要に応じて活用するということでもありますけれども、本部町には町有地も結構あると思いますが、その町有地も利活用していただきたいなという思いの中で、質問をしてお聞きしているのですが、町有地のほうにつきましても、もうずっと何十年も活用されないまま、利用されないままの土地がありますので、そこも含めて、今後検討していただければなと思っております。答弁は要りません。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第6号の報告を終わります。

日程第6. 報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

本案について提出者の報告を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 報告第7号 令和6年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。枠の中をご覧ください。実質赤字比率、ございません。実質赤字比率が算定されなかったことを表しています。下の・のほうをご覧ください。連結実質赤字比率、ございません。実質公債費比率、9.3%。将来負担比率、3.8%。・の2つ目でございます。括弧内は、本町の早期健全化を示す基準であります。括弧内の数値を超えますと、様々な財政上の計画を立てないといけないというふうになっております。今回はその数値に達していないということでございます。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

次のページをお願いいたします。令和6年度本部町財政健全化審査意見書。このページは監査委員からの意見書でございます。必要な部分だけをコピーしてあります。下から2段目をご覧ください。(3) 是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はないとの意見をいただいたところでございます。

次のページをお願いいたします。健全化判断比率の推移でございます。過去5年間の比較表を載せてあります。上段の表の中の上段であります。実質赤字比率、令和2年度から令和6年度まで赤字になったことはございません。その下の連結実質赤字比率、こちらも同様でございます。実質公債費比率、ご覧のとおり令和6年度、9.3%となつてございます。将来負担比率、令和4年度、令和5年度はゼロを下回っていたため記載はございませんが、令和6年度は、3.8%となっております。主な要因といたしまして、将来負担比率の算定でございますが、地方債の現在高、それから公営企業債の繰入見込額、消防組合、清掃組合、組合の負担等の見込額、それから基金の残額等で算出をしております。令和6年度におきましては、清掃組合と消防組合の起債額が4億円程度増加していることと、基金の残高が減ったことが主な要因として捉えております。

2番目の健全化判断比率の概要でございます。用語の定義を記載しておりますので、後ほどご覧ください。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 健全化比率は健全であるということでありまして。しかし、その中で少し私もまだ勉強不足な面もありますので教えてください。歳入と歳出の中で、歳出が多いということでありまして、その中でも健全だということであると思っております。その歳入と歳出の歳出が多くなった場合にどのようなことでそれを埋めているのか、少しお聞かせください。

○ 議長 具志堅 勉 総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 不足額につきましては、基金等の取崩しでなっているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 基金の取崩しで補っているということでありました。これはちょっと資料のほうを見ても、本部町財政調整基金ということでありまして、3億円近くの基金が取崩されて、その運営に当たっていると。通常、民間でいうと貯金というようなものかと思いますが、そこら辺のものを取崩しながら運営していても、健全であると。通常、一般の家庭でも企業でも貯金を崩しながら経営を安定化させていく。通常のことであるかと思いますが。しかし、その財政調整基金と言います。私も少し調べたところではありますけれども、町内に大災害が起こった場合、そして飢饉が起こった場合、そして町民が多く困った場合にそのような資金を放出して町民を助けるというようなことも使命にあるかと思いますが、そこら辺の使命も踏まえ、この資金の資質に対して、財政調整基金の貯金の支出に対してしっかりと多く議論をして、町民の意見を巻き込んで、それをまた歳入を増やすような取組をしながら健全化。今でも健全ではあるということの結果でありますけれども、なお一層、この町がよくなるようにそのようなことを考えてまた行政運営に当たっていただきたいと思っております。ありがとうございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ございませんか。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第7号の報告を終わります。

日程第7. 報告第8号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

本案について提出者の報告を求めます。上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 報告第8号を説明いたします。

報告第8号 令和6年度決算に基づく資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、別紙の監査委員の意見書を付けて次のとおり議会に報告する。

四角枠の欄になります。特別会計の名称、本部町水道事業会計、資金不足比率、ございません。特別会計の名称、本部町下水道特別会計、資金不足比率、ございません。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくりください。監査委員からの意見書の写し、必要な部分をつけております。一番下の欄を読み上げます。(3) 是正改善を要する事項、指摘すべき事項は特になくなっております。

次のページをお開きください。下水道事業に関する監査委員の意見書となっております。同じく是正改善を要する事項、指摘すべき事項は特になくなっております。

次のページをお開き願います。報告第8号の参考資料、資金不足比率の推移で過去の推移でござ

ざいます。記載のとおりとなっております。以上、報告第8号の説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 先ほどに続き、質疑をしたいと思います。

先ほどは健全だということでありました。そして、資金不足比率というのも健全であるという結果が出ております。これが健全でない数字というのが国から指導をされるべきではないかという数字も下に表示されておりました。そういう中で、現在の行政運営の中で資金不足ではないということではありますが、しかしながら、この町の運営をしていながら過去20年、10年、5年と過去に遡り各行政区から出てくるような解決をしない事案が多くあるのかなと思っております。恐らくそういった各行政区の町民が抱えているようなことを解決することに向かうようになった場合に、その資金不足に陥らないのかなということも考えております。行政と政治というのは町民が暮らしやすく安心して生活をし、経済を成り立たせるという使命があるかと思っておりますので、過去数年前からその各行政区から出ているような解決事案について、ぜひ多く取り組んでいただきたいと、解決に向けていってほしいと、そうした場合に資金不足に陥らないかと、全てをこなす場合、予算が多く必要でありますので、そこもまた財政調整基金を崩しながらやっていきますと、そのような大災害のときには資金不足になるという面も考えることができるのではないかなと思っております。

そこで、3つほど質疑をさせてください。このような各行政区、町の課題であるようなことを多くこなすために、資金不足に陥らないために新たな公共事業や公共工事、そしてこれからは観光税等の収入もあるという見込みもあることで、町の特色のある観光を守るための公共工事、海域を守るようなことのための公共工事を多く出していくことはできないか伺います。

そして、2つ目にそのようなことを多くこなすために、やはり町独自の財源だけではこなせないかと思えます。国や県などの多くの各省庁などへ出向いて多く要望できないか伺います。2点お願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 上下水道課長。

○ 上下水道課長 知念 毅 説明いたします。

議員がおっしゃるとおり、各字、地域等々から様々な要望が出てきます。それに全て答えるとなると多額の費用になるというのは、ご承知のとおりだと思います。それでもって計算をしていきますと、赤字に転じることは目の前に見えてくるような数字になってくるのはおっしゃるとおりでございます。我々としましては、新たな工事という形ではありますが、公営企業サイドとしましては、北部振興策とその通常ある上水下水のメニューを超えて、北部振興策等へのエントリーを図っていきたくとまず1点考えておりますし、今調整を始めております。各省庁へ出向くということでございますが、これも公営企業課の範疇でございますが、日本下水道協会、日本水道協会という協会に属してございまして、その協会の中で各所各所、この時期時期によりまして、この協会が県内で代表する代表団をつくりまして、陳情、要請等は行っているところでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 下水道事業ということで、そのようなところへ要請をしているということで回答があったかと思えます。その他の省庁、県しかり、国しかり、どのような省や庁、そのようなことが関係なく、いろいろな省庁へ予算立てができるようなことがあるかということも少し聞いております。全ての省庁へ、全てといいましてもその予算組みができそうだなというようなところへ、また要請をしにいく。本部町で要請をしにいくということができないのか聞きたいなと思えます。お願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 副町長。

○ 副町長 上原正史 1番 島袋 恵議員に説明いたします。

先ほどからありますのは、報告第8号に関しては公営企業会計の資金不足比率の今報告であります。その中で、ほかの予算等も今ありました。もちろん、我々としてもそういう要請すべきは要請していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 町長。

○ 町長 平良武康 今は下水道関係事業の議論でございます。その範疇の中で議論をしたほうがいいのかと思っております。枠組みが広いような議論になっておりますので、下水道関係につきましても、議員が知っているとおりに新たに全面的な改築に入らなければいけないというような実情になっていることについては、よくご承知かと思っております。大ざっぱな総予算ですけれども、これから130億円ほどの予算を投入して、そして建屋を含めて全面的な改築・改良に入るといえるようなことは、よくご承知かと思っております。そのために当然ですけれども、議員がおっしゃるようなあらゆる国庫補助事業を活用するのは当たり前のご話でございます。そして、全面的に下水道事業団の力を借りなければそれは成し得ないというようなことで、担当課長、担当職員も連れて、下水道事業団にも足を運んで、そして事業発注する部署にもしっかりと足を運んで事業発注についてはできる限り、町内の事業者も活用してくれというようなことなども要望しながら対応しているところであります。いずれにせよ北部振興策事業等も含めて、いろいろな形で各省庁に毎年毎年予算の獲得の要請については足を運んでいる実情というのが現状でありますので、議員のほうにご理解を賜りたいなこう思っております。これからはあらゆる国庫補助事業をこれまで以上に活用するつもりでやっております。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 1番 島袋 恵議員。

○ 1番 島袋 恵 町長、ありがとうございます。私も今回の下水道の報告から少し逸脱した質疑であったと思いますが、丁寧な説明ありがとうございます。その中で、当初80億円であったらと今、町長が今おっしゃいました130億円の事業を計画しているということでありました。80億円、90億円、100億円、130億円、この事業については、今後数年間かけていく事業であるかと思えます。その中で、現在130億円ということで事業計画をしている。その七、八年後、完成するまで実質どれぐらいの予算が増額になるのかというようなことも踏まえて、そこからまた200億円になるのか、180億円になるのか、世の中の経済状況によっては変化があると思えます。

ですので、そこら辺のものを多く歳入できるような仕組み、その下水道130億円の事業に対して、我々町民の財政・財調を崩していくようなことが多くないように、そして町民の税金だけでそこを補っていくことがないように多くのことを考えながら、その制度は厳しいと前回の6月定例会での回答もありました。いろいろな予算立てについては厳しいというようなこともありますが、しかしそのようなことをしっかりと網目をおって、細かいところまでいってそのような巨額の予算を支出する場合には歳入を多く考えてほしいなというところであります。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 ほかに質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第8号の報告を終わります。

日程第8. 議案第33号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ 総務課長 宮城 健 議案第33号 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の部分休業の取得パターンを拡充する必要があることから、関係する条例の一部改正を行いたいためでございます。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第9. 議案第34号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

○ 子育て支援課長 松田 武 議案第34号の説明を行います。

議案第34号 本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。本部町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、放課後児童クラブの職員の経過措置が終了していることに伴い、経過措置を延長し、放課後児童支援員の認定資格研修を修了することを予定している者が当該研修を修了するまでの期間、放課後児童支援員とみなして放課後児童支援員の人材確保及び育成支援の質を確保する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ 議長 具志堅 勉 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第10. 議案第35号 動産の買入れ契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。教育委員会事務局長。

○ **教育委員会事務局長 安里孝夫** 議案第35号について説明します。

議案第35号 動産の買入れ契約の締結について。令和7年度学習用端末整備事業について、次のように物品売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

1 契約の目的、令和7年度学習用端末購入。2 契約の相手、OCC・興洋電子・学映システム共同企業体、代表企業、住所 沖縄県浦添市沢岬2丁目17番1号、会社名 株式会社オーシーシー。代表者名 代表取締役 屋比久友秀。3 契約金額、7,160万6,700円。4 契約の方法、随意契約。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を必要とする。これが、この議案を提出する理由であります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第11. 議案第36号 権利の放棄についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。子育て支援課長。

○ **子育て支援課長 松田 武** 議案第36号を説明いたします。

議案第36号 権利の放棄について（補助金返還金債権）。次のとおり、権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本町が有する債権について、債務者に返還の資力がなく納期限の猶予を実施しても回収の見込みがないことから、債権を放棄したい。これが、この議案を提出する理由である。以上です。

○ **議長 具志堅 勉** 提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第12. 議案第37号 令和7年度本部町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務課長。

○ **総務課長 宮城 健** 議案第37号 令和7年度本部町一般会計補正予算について。令和7年度本部町一般会計補正予算書を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページをお願いいたします。令和7年度本部町一般会計補正予算（第2号）。令和7年度本部町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の補正後の総額は、歳入歳出にそれぞれ8億7,570万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ109億9,095万9,000円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区

分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（債務負担行為の補正）第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。（地方債の補正）第3条、地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表地方債補正」による。

ページをめくりまして、3ページをお願いいたします。第2表債務負担行為補正の追加でございます。枠の中をご覧ください。事項として、町まるごとテーマパーク強化事業。期間、令和7年度から令和8年度まで。限度額、800万円。年度当初の提案事業であっても債務負担行為により予算を担保しておくものとなっております。

それではページを2枚おめくりください。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の総括表でございます。こちらで今回の補正の主な内容を抜粋して説明いたします。また、次のページの節の中で各事業ごとの増減額が掲載されておりますので、後ほどご確認ください。

それでは上の総括、歳入でございます。20款繰入金、補正額1億3,881万9,000円でございます。基金の取崩しでございます。令和6年度に実施した事業及び高齢者買い物支援事業、児童生徒の派遣費補助、本部中学校空調設置事業に充当するものでございます。

次に21款繰越金、補正額4億9,736万1,000円、前年度令和6年度からの繰越金となっております。

次に23款町債、補正額1億8,060万円。渡久地保育所の環境改善事業、上本部学園線の道路整備事業、本部小学校・幼稚園の橋梁工事に係る事業、幼稚園のLED更新事業に充てるものでございます。

次に下の表の歳出でございます。2款総務費、補正額5億4,333万2,000円についてであります。事項別明細書でも記載してございますが、その中でも基金への積立であります。財政調整基金に約2億8,100万円、庁舎の維持管理及び建設に関する基金に約9,800万円、子ども・子育てゆいまー基金に約2,200万円、ちゅらまちづくり基金に約1億1,600万円を積立てるものとなっております。

次に9款消防費、補正額1億5,827万円であります。歳入でも少し触れましたが、防災施設機能強化事業として、本部小学校・幼稚園側の橋梁工事に係る事業で約1億2,700万円余り。それから本部町防災拠点整備事業として、約2,900万円余りが計上されてございます。

次に10款教育費6,380万3,000円。こちらは主に町内小中学校内のネットワーク機器更新事業で約2,300万円余り、本部中学校空調機器設置事業で約1,400万円余りが計上されてございます。

総括表での抜粋した説明は以上であります。今回の補正予算の詳細に関しましては、次ページ以降の事項別明細書の節ごとの説明、それから本日、議長の許可を得てお配りしておりますA3縦の議案第37号参考資料、そちらのほうで9月補正の主要事業等一覧を掲載してございます。後ほど参照にいただければと思います。以上で説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第13. 議案第38号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし

ます。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 議案第38号についてご説明いたします。

議案第38号 令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算について。令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

1 ページをおめくりください。令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。令和7年度本部町国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,824万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億3,980万1,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

3 ページをおめくりください。説明につきましては、事項別明細書の総括表にて説明いたします。上段の表、歳入になります。10款繰入金、補正額がマイナスの1,642万7,000円となっておりますが、こちらの内訳につきましては、当初予算で歳入不足がありましたので、その分の法定額の繰入金を3,800万円余り計上していたしましたので、こちらを全てマイナスしております。

もう1点は、法定外繰入金、これは歳出のほうにも出てきますが、国保の財政調整基金のほうへの基金の積立金を1,900万円余り計上しております。その分を一般会計からの繰入金、増額として計上しております。

もう1点、歳出のほうで2款保険給付費で400万円ほど計上しておりますが、こちらは出産一時金に伴うものでありまして、こちらにつきまして交付税措置がありますので、その分を一般会計から260万円余り繰入金として計上しております。

歳入の11款繰越金5,467万2,000円、こちらは令和6年度からの繰越金でございます。

続きまして下の表、歳出になります。2款保険給付費は、先ほど説明いたしました出産一時金に伴うものでございます。

6款の基金積立金は、財政調整基金への積立分になっております。歳入歳出の余った分につきましては、10款の予備費のほうで1,400万円を計上してございます。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第14. 議案第39号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 説明いたします。

議案第39号 令和7年度本部町下水道事業会計補正予算について。令和7年度本部町下水道事業会計補正予算を別紙のとおり提案し議会の議決を求める。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

次のページをおめくりください。令和7年度本部町下水道事業会計補正予算（第1号）。（総則）第1条、令和7年度本部町下水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。（収益的収入及び支出）第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、下水道事業収益、補正予算額325万9,000円。支出、第1款、下水道事業費用、補正予算額325万9,000円。これは下水道施設の修理費に充てるものとなっております。

次のページをおめくりください。（資本的収入及び支出）第3条、予算第4条本文括弧書中「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,020万4,000円は当年度分損益勘定留保資金9,020万4,000円で補填するものとする。）」を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,023万8,000円は当年度分損益勘定留保資金9,023万8,000円で補填するものとする。）」に改める。資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、第1款、資本的収入、補正予算額2,630万円。支出、第1款、資本的支出、補正予算額2,633万4,000円。（債務負担行為）第4条 債務負担行為をできる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。事項、本部町浄化センターの建築工事委託に関する協定。期間、令和8年度から令和9年度まで。限度額24億1,220万円。これは老朽化した本部町浄化センターの改築工事に着手するために日本下水道事業団と協定を締結し、工事の発注、工事管理等を委託するものであります。具体的には先行して改築を行う管理棟の工事のうち土木・建築の躯体部分を主とする第1段階目の工事で、工事名称、本部町浄化センター建築工事（その10）として、日本下水道事業団から発注される予定となっております。

次のページをお願いいたします。（企業債）第5条、予算第5条に定めた企業債の限度額を次のとおり補正する。補正前、起債の目的、下水道事業、限度額3億400万円。補正後、限度額3億3,030万円。（他会計からの補助金）第6条、予算第9条中「1億6,889万3,000円」を「1億7,215万2,000円」に改める。以上、議案第39号の説明を終わります。

○ 議長 具志堅 勉 以上で提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

休憩します。

休 憩（午前10時50分）

再開します。

再 開（午前11時05分）

日程第15. 認定第1号 令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。会計管理者兼会計課長。

○ 会計管理者兼会計課長 大城 睦 認定第1号を説明いたします。

緑色の冊子、決算書の1枚目をお開きください。認定第1号 令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定について。令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

続きまして決算書の356ページをお開きください。令和6年度一般会計実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額105億2,880万5,467円。2. 歳出総額98億3,549万5,298円。3. 歳

入歳出差引額 6 億 9,331 万 169 円。 4. 翌年度へ繰り越すべき財源 1 億 2,983 万 5,000 円。 5. 実質収支額 5 億 6,347 万 5,169 円となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第 16. 認定第 2 号 令和 6 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** 同じく緑色の冊子の決算書、361 ページをお開きください。

認定第 2 号 令和 6 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。令和 6 年度本部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和 7 年 9 月 11 日提出、本部町長 平良武康。

416 ページをお開きください。416 ページになります。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額 20 億 2,052 万 416 円。 2. 歳出総額 19 億 6,584 万 8,125 円。 3. 歳入歳出差引額 5,467 万 2,291 円。 5. 実質収支額 5,467 万 2,291 円となっております。説明は以上です。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第 17. 認定第 3 号 令和 6 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。健康づくり推進課長。

○ **健康づくり推進課長 大濱兼愛** それでは同じく決算書 418 ページをお願いします。418 ページでございます。

認定第 3 号 令和 6 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。令和 6 年度本部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は次のとおりでありますので、別紙監査委員の意見書を添えて議会の認定を求めます。令和 7 年 9 月 11 日提出、本部町長 平良武康。

435 ページをお開きください。435 ページです。実質収支に関する調書でございます。1. 歳入総額 1 億 7,999 万 7,343 円。 2. 歳出総額 1 億 7,900 万 2,966 円。 3. 歳入歳出差引額 99 万 4,377 円。 5. 実質収支額 99 万 4,377 円となっております。以上で説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第 18. 認定第 4 号 令和 6 年度本部町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 冊子変わりました、白色の冊子になります。別冊白色の冊子に代わります。

令和 6 年度水道事業会計決算書。1 ページをまず開きまして、初めのページ目をお開きください。認定第 4 号 令和 6 年度本部町水道事業会計決算認定について。令和 6 年度本部町水道事業

会計決算認定について、地方公営企業法第30条及び第32条により議会の認定を求めます。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

ページを次のページ、さらにページを開きまして、1ページ目、2ページ目をお開きください。1ページ目、2ページ目でございます。令和6年度本部町水道事業会計決算報告書。(1)収益的収入及び支出。収入、第1款水道事業収益、2ページ目のほうに書かれております決算額5億4,967万621円。下の欄に移ります。支出、第1款水道事業費用。2ページ目の決算額になります。4億5,580万7,917円。

次のページをお願いいたします。3ページ、4ページ、(2)資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入、4ページ目の決算額2億2,761万7,000円。下の欄に移ります。支出、第1款資本的支出。4ページ目の決算額3億4,591万1,365円となっております。

次のページをお開きください。5ページ目になります。令和6年度水道事業損益計算書。下から4段目をご覧ください。当年度純利益7,552万7,532円となっております。以上、説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第19. 認定第5号 令和6年度本部町下水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。上下水道課長。

○ **上下水道課長 知念 毅** 冊子がまた変わります。ピンク色の冊子になります。よろしくお願いたします。

ページを開きまして、初めのページをお願いいたします。認定第5号 令和6年度本部町下水道事業会計決算認定について。令和6年度本部町下水道事業会計決算認定について、地方公営企業法第30条及び第32条により議会の認定を求めます。令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

次の次のページ、1ページ目、2ページ目をお開き願います。令和6年度本部町下水道事業会計決算報告書。(1)収益的収入及び支出。収入、第1款下水道事業収益、2ページ目、決算額でございます。6億219万8,567円。下の欄に移ります。支出、第1款下水道事業費用。2ページ目の決算額5億1,452万8,854円。

次のページ、3ページ目、4ページ目をお開きください。(2)資本的収入及び支出。収入、第1款資本的収入、4ページ目の決算額2億1,677万7,000円。下の欄に移ります。支出、第1款資本的支出。4ページ目の決算額になります。3億1,931万9,155円。

次のページ、5ページ目をお願いいたします。令和6年度下水道事業損益計算書。同じく下から4段目をご覧ください。当年度純利益7,968万1,550円となっております。以上、認定第5号の説明を終わります。

○ **議長 具志堅 勉** これで提案理由の説明を終わります。

なお、質疑、討論、採決は後日行います。

日程第20. 同意第3号 本部町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

○ 町長 平良武康 同意第3号 本部町教育委員会委員の任命同意について。本部町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

記、住所：沖縄県国頭郡本部町字渡久地、氏名：中曽根 亮、令和7年9月11日提出、本部町長 平良武康。

提案理由、本部町教育委員会委員中曽根 亮氏の任期が、令和7年9月30日をもって満了となるためでございます。

次ページのほうに略歴がありますので、参照をお願いいたします。

○ 議長 具志堅 勉 これから質疑を行います。質疑ございませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」と言う者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号について採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。同意第3号は、原案のとおり同意されました。

日程第21. 決算審査特別委員会の設置についてお諮りします。

認定第1号 令和6年度本部町一般会計歳入歳出決算認定についてから、認定第2号、認定第3号の各特別会計及び認定第4号、認定第5号の各事業会計決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって認定第1号から認定第5号の各決算認定については、議長を除く全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

休憩します。

休 憩（午前11時19分）

再開します。

再 開（午前11時26分）

これから諸般の報告を行います。

休憩中に決算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告がありましたので報告いたします。委員長に山川 竜議員、副委員長に松本一也議員、以上のとおり互選された報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

散 会（午前11時26分）